

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について 中間取りまとめ（案）（暫定版）の概要

平成22年3月23日

インターネット上の著作権侵害コンテンツに関するWG
座長 土肥一史

本資料は、現時点において、本WGにおける検討結果を暫定的な中間取りまとめ（案）としてまとめているものであり、24日のWG会合で議論の上で決定する予定。

1. はじめに

インターネット上に氾濫する著作権侵害コンテンツの対策については正規版流通の促進も含め、様々な観点から総合的に検討する必要があるが、本WGにおいては法的保護の在り方を中心に検討を実施。

特に「アクセスコントロール回避規制の在り方」と「プロバイダの責任の在り方」の検討結果について中間的にとりまとめたもの。

2. 著作物を保護するアクセスコントロール回避規制の在り方について

(1) 全体背景

マジコンと呼ばれる回避機器等の氾濫による被害状況が深刻であることに加え、コンテンツの電子配信の進展によって保護手段としてのアクセスコントロールの重要性が高まっている。

(2) 回避機器規制の強化

【問題】

現行の不正競争防止法においては、規制対象が狭く、刑事罰や水際規制もないことから、被害が拡大しており、制度的に十分に機能していない。

【必要な対策】

- ① 被害の拡大を防止するため、回避機器の規制対象行為を、現行の譲渡や輸入に加え、「製造」及び「回避サービスの提供」に拡大。
- ② 規制を回避する脱法行為を防止するため、回避機能のみを有している機器を対象としている現行の要件（いわゆる「のみ」要件）の対象範囲を拡大。

- ③ 輸入・販売事業者との「いたちごっこ」になっている規制の実効性を確保するため、回避機器の頒布等に刑事罰を設けるとともに回避機器の水際規制を導入。
- ④ 製品開発等の萎縮を避けるため、適切な適用除外規定を整備。

(3) 回避行為規制の導入について

【問題】

回避機器等の氾濫に伴い、個人等によるアクセスコントロール回避行為が横行し、助長する雑誌も多数発売されている状況。

【必要な対策】

回避行為の横行を抑止するため、一定のアクセスコントロール回避行為を規制。ただし、正当な著作物の利用を阻害しないよう適切な適用除外規定を整備。

なお、個人が私的に行う回避行為に対する刑事罰については慎重に検討。

3. プロバイダの責任の在り方について

(1) 全体背景

インターネット上の著作権侵害コンテンツの流通が膨大となっており、既存のパッケージビジネスのみならず、正規の電子配信ビジネスを阻害している状況。

(2) 侵害対策措置の実施を促す仕組みについて

【問題】

個別案件毎に通知して削除する対症療法的な仕組みでは対応が追いつかず、限界。

【必要な対策】

- ① 著作権侵害コンテンツの流通を減らすため、プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の著作権侵害コンテンツに対する新たな侵害対策措置を図る実効的な仕組みを構築。（自主的な取組の促進）

具体的には、関係者が協議してガイドラインを策定し、類型ごとにプロバイダの行動基準（著作権者等も含む）を定めて運用する仕組みを構築。

〈侵害対策措置の具体例〉

- ・侵害行為を行う者に対する警告メールの送付
 - ・反復侵害者や悪質な侵害者に対するサービスを停止する旨の規約の整備・運用
 - ・特に動画共有サイト等については、事後的に自主的なパトロールや技術的手段を用いて著作権侵害コンテンツの検出を効率的に行う等
- ②上記仕組みを構築しつつ、今後現行制度を検証し、法制度の必要性について検討。

(3) 発信者情報の開示

【問題】

著作権侵害に対し権利行使を図る際に発信者の特定に必要な発信者情報の開示に時間を要しており、迅速な権利行使(裁判や警告)ができていない。

【必要な対応】

発信者情報の開示の円滑化のため、プロバイダ責任制限法の発信者情報開示制度の運用基準を明確化(ガイドラインの見直し)。

特に個人の特定につながりにくい IP アドレス及びタイムスタンプ(接続プロバイダに対して裁判のための発信者の情報の開示を求める場合や警告メール転送を要請する場合に必要)の開示基準を明確化。

以上」